

### 年末調整や確定申告には 「社会保険料（国民年金保 険料）控除証明書」を

国民年金保険料は、納  
社会保険料控除の対象

を証明する書類の添付等  
が必要で。

#### 毎年11月上旬に送付

国民年金保険料は、納  
付した全額が所得税・市  
町村民税の社会保険料控  
除の対象となります。

このため、生命保険会  
社等が発行する控除証明  
書と同様に、1年間に納  
付した国民年金保険料の  
額を証明する「社会保険  
料（国民年金保険料）控  
除証明書」（ハガキ）が社  
会保険庁から毎年11月上  
旬に送付されています。

#### 2月上旬に 送付される場合

証明内容は、本年1月  
から9月30日までの間に  
納付された国民年金保険  
料額と、年内に納付が見  
込まれる場合の納付見込  
み額です。

国民年金保険料は世帯  
で連帯して納付

国民年金保険料は、被  
保険者本人だけではなく、  
その世帯の世帯主及び配  
偶者も連帯して納付する  
義務があります。ご家族  
の国民年金保険料を納付  
した場合は、その納付額  
の全額が納付した人の所  
得税等の控除対象となり  
ますので、年末調整等の  
手続きの際にご自身の社  
会保険料の額と合算して  
申告してください。この  
場合、ご家族分の「社会

保険料（国民年金保険料）  
控除証明書」も、申告す  
る人の申告書に添付等す  
る必要があります。

お問い合わせは、最寄  
りの社会保険事務所（全  
国312カ所）のご利用をお  
願いします。

\* 社会保険庁ホーム  
ページ [http://www.sia  
.go.jp/](http://www.sia.go.jp/)

### 扶養親族等申告書の 提出をお忘れなく

老齢年金等（老齢また  
は退職を支給事由とする  
年金）には、所得税法上、  
「雑所得」として所得税が  
かかります（障害年金や  
遺族年金には税金はかか  
りません）。所得税は受  
け取る年金から源泉徴収  
されますが、源泉徴収の  
対象となるのは年金額が  
百五十八万円以上の人の  
みです（65歳未満の人は

百八万円以上）。

所得税には、納税者の  
税を負担する能力に応じ  
た課税を行うために各種  
の控除が設けられています。  
公的年金等に係る源  
泉徴収の際はこの控除を  
受けるためには、あらか  
じめ「公的年金等の受給  
者の扶養親族等申告書（ハ  
ガキ）」（以下、「扶養親族  
等申告書」といいます）

を社会保険庁に提出しな  
ければなりません。

くしてしまった場合など  
には、社会保険庁ホーム  
ページをご覧ください。

で、忘れずに提出してく  
ださい。

この扶養親族等申告書  
は、毎年10月下旬に社会  
保険業務センターから対  
象となる年金受給者の人  
に送付されますので、必  
要事項を記入の上、社会  
保険業務センターにすみ  
やかに返送してください。

（申告書をダウンロードす  
ることができません）、お近  
くの社会保険事務所、ま  
たは「ねんきんダイヤ  
ル」（0570・05・  
1165）にお問い合わせ  
してください。

扶養親族等申告書は、  
所得税の控除を受けるた  
めの大切な届書です。申  
告書が提出されないと、  
控除申告がないものとし  
て扱われてしまいますの



# 税務 Q&A

役場税務班 ☎42局2111番

税金の疑問に  
お答えします



# QUESTION ANSWER Pension

**Q** 疑問

最近、他市町から引越してきました。鞍手町は、税金が高いと聞きましたが本当ですか。



**A** 答え

町民税や固定資産税などの町税は、地方税法や各市町村の条例に基づいて課税されます。その「税率」は地方税法で「標準税率」が定められています。ただし、各市町村の財政上の理由により一定の制限の範囲内で変更することもできるとされています。鞍手町の場合、個人の町民税はもちろん固定資産税、軽自動車税などすべて「標準税率」を採用していますので、鞍手町の税金が他の市町村より高いということはありません。

## 【町県民税】所得割 + 均等割

所得割

均等割

$$\left( \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の金額 (A)} - \text{所得控除額 (B)} = \text{課税総所得金額 (C)} \\ \text{課税総所得金額 (C)} \times \text{税率 (10\%)} - \text{調整控除額} = \text{所得割額 (D)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{町民税} \cdots 3,000 \text{円} \\ \text{県民税} \cdots 1,500 \text{円} \end{array} \right)$$

給与収入を簡易給与所得表に当てはめ算出した額

税率 10%の内訳 (町民税 6%、県民税 4%)

県民税には森林環境税の 500 円を含む

例 (Kさんの場合)

夫、妻、  
高校生 (17 歳)、  
中学生 (14 歳) の  
4人世帯  
夫の給与収入 620 万円  
妻の収入 0 円  
給与所得控除後の金額 (A)  
= 所得金額  
620 万円 → 442 万

### 所得控除額 (B)

項目	控除額
配偶者控除 (妻)	33 万円
扶養控除 (中学生)	33 万円
特定扶養控除 (高校生)	45 万円
社会保険料控除	42 万円
生命保険料控除	3 万 5 千円
地震保険料控除	2 万 5 千円
基礎控除	33 万円
合計	192 万円

### 計算例

A	B	課税総所得金額
給与所得控除後の金額	所得控除額	
4,420,000	1,920,000	= 2,500,000 円
課税総所得金額	税率	調整控除額
2,500,000	10%	2,500
		= 所得割額
均等割額		
4,500 円		
所得割額	均等割額	町県民税
247,500	4,500	= 252,000 円



## 固定資産税

土地、家屋、償却資産を称して固定資産といえます。

固定資産税は、毎年 1 月 1 日 (賦課期日) に固定資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します

課税標準額 × 税率 (1.4%) = 固定資産税額

税額などを記載した納税通知書を納税者あてに通知します。

## 軽自動車税



軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して、市町村により課税される税金です。

軽自動車税種別区分による年税額一覧表 (単位: 円)

区分		年税額		
原動機付自転車	総排気量	50cc 以下のもの	1,000	
		50cc を超え 90cc 以下のもの	1,200	
		90cc を超え 125cc 以下のもの	1,600	
		ミニカー	2,500	
軽自動車	二輪 (125cc を超え 250cc 以下のもの)		2,400	
	三輪 (660cc 以下のもの)		3,100	
	四輪 (660cc 以下のもの)	乗用	営業用	5,500
			自家用	7,200
		貨物	営業用	3,000
			自家用	4,000
	専ら雪上を走行するもの		2,400	
小型特殊自動車		農耕作業用 1,600 その他 4,700		
二輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)		4,000		